



よこはま都市消防

公益社団法人 横浜市防火防災協会



赤レンガ倉庫

目次 INDEX

-
- p.2 **連載** 「防火管理制度のしくみ」 Part I
—管理権原者と防火管理者
-
- p.6 事務局だより
平成29年度防災セミナー「気候変動と防災について」の概要
-
- p.9 帰宅困難者対策の最新事情
総務局危機管理課
-
- p.12 **NEW** ◆ 資格講習紹介コーナー ◆ 協会パンフレットのご紹介
-
- p.13 **NEW** ◆ フォト収集 #1 **NEW** ◆ コラム: 妄言多謝 第1回
-

No.36

平成29年10月

「防火管理制度のしくみ」Part I

— 管理権原者と防火管理者

(公社)横浜市防火防災協会 武下事務局長

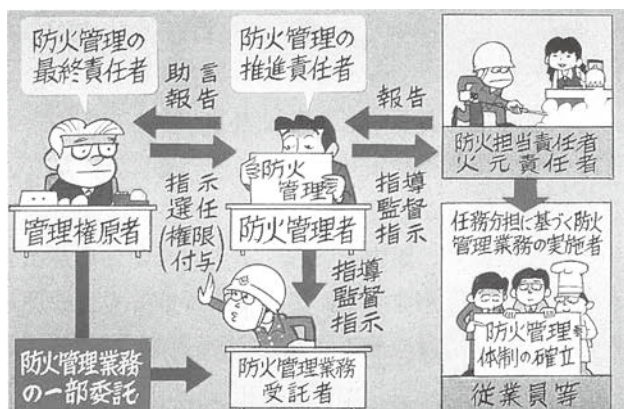


はじめに

皆さんが勤務あるいは管理している建物における火災を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るためには、自主的な防火管理が適正に行われる必要があります。このため、消防法第8条では、一定規模以上の建物などの管理について権原を有する者に対して、防火管理者を定め、消防計画を作成させるとともに、消防計画に基づいて消火、通報及び避難の訓練の実施など、防火管理上必要な業務を行わせるよう義務づけています。

こういった「防火管理制度のしくみ」を正しく理解し、運用していくことは、この制度に携わった経験のない方には難しいのではないかという思いから、本稿を寄せることといたしました。

ベテラン防火管理者の異動や退職、新規事業所の立ち上げなどにより、新たな防火管理者の選任が必要になった場合を想定して書き進めていきますので、参考にしていただきたいと思います。



防火管理の体系

東京法令出版図説防火管理より引用

1 管理権原者とは

前述の消防法第8条において、防火管理者を定める（選任する）のは、建物などの管理について権原を有する者とされており、この「管理について権原を有する者」を管理権原者といいます。なお、一般的な「権限者」ではなく、「権原者」であることに注意が必要です。

具体的には、ビル等建物の所有者や賃借人（賃貸借契約の契約者）、会社組織であれば社長などの事業所を代表する者、財団法人などでは理事長等の代表者が該当します。

また、工場長や支店長などで本来の管理権原者（社長、代表取締役）から、職務命令等により管理を委任された者も管理権原者とみなされますが、この場合には防火管理者の選任や権限の付与などの人事管理権とともに、防火管理上の必要経費を支出できる権限を有している必要があります。

管理権原者は企業や事業所の最高責任者として、防火管理が経営管理の一分野であり、社会的責任の一つとして真剣に取り組むべき課題であることを認識して、その実行にあたらなければなりません。

2 管理権原者の役割

管理権原者は、建物内の従業員や出入りする人々と会社の財産を守る大きな責務を負っています。そのため、防火管理者を選任して防火管理業務を推進し、防火管理者が業務を遂行する上で必要な経費を支出し、その任務を全面的にバックアップする義務があります。

その役割は、次に示すとおりですが、防火管理者を選任したことで、その責任を免れるものではなく、

あくまで防火管理の最高責任者として防火管理者を監督し、その業務の遂行を支援する責任があります。



管理権原者

東京法令出版図説防火管理より引用

<管理権原者の役割>

- (1) 防火管理者を選任又は解任する。
- (2) 管轄する消防署長に防火管理者の選任又は解任の届け出を行う。
- (3) 防火管理者に防火管理上の業務を実施させ、指導監督する。
- (4) 建物等の管理について権原が分かれている場合には、統括防火管理者を協議のうえ選任又は解任し、管轄する消防署長に統括防火管理者の選任又は解任の届け出を行う。

3 防火管理者の選任

次に、防火管理者の選任についてですが、防火管理者は、事業所や職場内で行われる様々な防火管理に関する業務をリードしていく立場になることから、その選任にあたっては、次のような条件があります。

- (1) 消防法で防火管理が義務付けられる防火対象物(学校、病院、工場、事業場などの多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物)において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的・監督的な地位にある者

* 具体的には、大規模な事業所では、部長、課

長級の人、小規模な事業所であれば、代表者、支配人、事務長、店長などがあてはまります。

- (2) 防火管理の知識、資格を有する者

一般的には、防火管理者の資格を取得する講習の課程を修了した者が該当しますが、一級建築士などのように、防火管理に関する学識経験と一定の実務経験を有すると認められる者なども該当します。

4 防火管理者の役割

防火管理者は、防火管理上必要な業務を行い、積極的に推進する責任者として、事業所の従業員などを指揮、監督する立場にあります。

また、火災の発生を防止するとともに、万一火災が発生した場合には、その被害を最小限に止めるための対策を講じておく責務を負っています。

<防火管理者の責務>

- (1) 防火管理上必要な業務の誠実な遂行
- (2) 消防用の設備等の点検、整備又は火気の使用、取扱いに関する監督を行う際の必要な指示の付与
- (3) 防火管理に係る消防計画の作成
- (4) 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の定期的な実施

* 防火管理上必要な業務には多種多様なものがあり、これらを事業所の本来業務を執行しながら防火管理者が一人で実行することは到底できません。そこで重要になって来るのが、その他の従業員の方々のサポートです。

従業員の皆さんには、日頃から意識を持って防火管理上必要な業務を実践してもらい、いざというときには事業所の初動活動を実行してもらおう。つまり、企業、事業所が一体になって防火防災を推進することが必要であり、その先頭に立つのが防火管理者ということになります。

5 防火管理講習

前述の「防火管理者の資格を取得する講習」を防火管理講習といますが、用途、規模、収容人員にかかわらず防火管理者になれる「甲種防火管理講習」と、比較的小規模な事業所の防火管理者

(1) 受講の申請手続き

1 トップページ
の左側下方にある
「試験講習案内」
のタブをクリック
します。

試験講習案内



2 「講習・試験のご案内」ページの最上段、
「甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を
併せて実施する講習」及び「乙種防火管理講習」を
クリックします。

*現在、単独での甲種防火管理新規講習は行って
いないので、防災管理新規講習と併せた講習を受講
することとなります。(以下「併用新規講習」という。)

3 4月から翌年3月までの講習日程が表示されます。

- ・併用新規講習は2日間の日程で年40回、乙種防火管理講習は1日の日程で年7回開催されています。
- ・ご自分の業務予定等を考慮して受講希望日を選択します。
- ・右欄に受付開始日があり、受講希望日が受付開始日以降でないと受け付けてもらえません。
- ・申込日が受講希望日と近い場合は、満席のため申込み不可となるときがあるので、余裕を持った希望日を選択しましょう。
- ・各講習の空席状況は、最寄りの消防署への問合せで確認できます。

(2) 講習当日の留意事項

ア 講習会場は、中区山下町にある「横浜市研修センター」(1, 2階が山下町消防出張所)の3階になります。(最寄りの駅は、みなとみらい線の日本大通り駅で、3番出口から徒歩3分です。)

にしかねない「乙種防火管理講習」の2種類があります。

それでは、どのようにして防火管理講習を受講するのかを、**横浜市消防局のホームページを参照**しながら確認してみましょう。

4 受講申込み

- ・申込は、講習日の5日前又は受講定員に達した時点で締切られます。
- ・申込方法は、消防署の窓口とインターネットの2通りあります。
- ・消防署の窓口で申し込む方は、同ページの「**受講申請書のダウンロード**」をクリックし、必要事項を記入のうえ、最寄りの消防署の予防課予防係で申込みします。
- ・インターネットで申し込む方は、同ページの「**Web予約**」をクリックします。
「講習管理」のページが表示されるので、下段の講習検索の講習欄で希望する講習を選択して、最下段の「**検索**」をクリックします。
- ・「講習日程および申込受付」ページに講習日程が表示されるので、空席状況欄の△又は○をクリックして申込画面に進み、「申込者情報」を入力してから、最下段の「**次へ**」をクリックし、申込が完了します。

5 受講手数料の納付

- ・消防署の窓口で申し込んだ方は、その場で、インターネットで申し込んだ方は、郵送で納付書を受け取ります。
- ・指定の金融機関(横浜市内であれば、ほとんどの銀行、郵便局で受け取れます。)で所定の金額を納付し、納付書兼領収書を受け取ります。

6 受講票の受け取り

- ・消防署の窓口で申し込んだ方は、その場で受講票を受け取ります。
- ・インターネットで申し込んだ方は、電子メールで送付された受講票データをプリントします。

イ 持参品は、受講票、納付書兼領収書、筆記用具が必須となります。

ウ 併用新規講習では、2日目に避難設備等の実技があるので、支障のない服装で受講しましょう。

(3) 併用新規講習カリキュラム

最も多く開催されている併用新規講習のカリキュラムは次のとおりです。

ア 1日目

時間	科目	内容
9:00～9:30	受付	
9:30～9:40	オリエンテーション	
9:40～12:00	防火管理及び防災管理の意義、制度の概要	・防火管理及び防災管理制度並びに各種消防機関への届出等 ・過去の火災事例及び災害事例から学ぶ防火管理及び防災管理の教訓 ・複数管理権原防火対象物における連絡及び協力体制
12:00～13:00	休憩	
13:00～15:00	火気管理	・火気取扱いの基本的知識及び出火防止対策 ・工事中の防火管理対策
15:00～17:00	施設及び設備の維持管理	・消防用設備等及び防火、避難施設の概要並びに点検の必要性 ・防災管理上必要な構造及び設備の維持管理の重要性 ・点検体制の確立の必要性 ・日常点検の要点

イ 2日目

時間	科目	内容
9:00～9:20	受付	
9:20～9:30	オリエンテーション	
9:30～12:00	防火管理及び防災管理に係る消防計画	・防火管理及び防災管理に係る消防計画の作成
12:00～13:00	休憩	
13:00～13:30	訓練のあり方	・緊急時に対応する訓練のあり方 ・従業員教育の内容及び実施方法
13:30～14:00	効果測定	
14:00～16:00	防火管理及び防災管理に係る訓練及び教育(実技)	・自衛消防組織の編成及び防災センターの意義及びその在り方 ・消防用設備等及び防火、避難施設の捜査要領
16:00～16:15	諸手続き	

おわりに

今回は、防火管理制度のしくみにおける管理権原者と防火管理者の役割とともに、防火管理講習の受講に関する留意事項をまとめてみましたが、ご理解いただけたでしょうか。ご不明な点があれば、最寄りの消防署、あるいは当協会へ気軽にご相談ください。

また、**当協会では、横浜市消防局からの委託を**

受けて防火管理講習を開催していますが、最近の伝聞によると、新規講習の修了者が増加しているにもかかわらず、消防署への選任の届け出がなされていない状況があるようです。その理由、原因について分析を進めているとのことですが、次回のパート2においては、「防火管理者選任・解任届出書」と「消防計画作成・変更届出書」の作成要領について、表わしてみたいと思っていますので、ご期待ください。

平成29年度防災セミナー 「気候変動と防災について」の概要

本年度の防災セミナーは、7月26日(水)午後2時から、横浜市開港記念会館において、横浜市消防局の後援をいただき開催しました。

ここでは、その概要について紹介いたします。

1 テーマ 気候変動と防災について

2 講師 横浜地方気象台 防災管理官

山城 幸浩 氏



3 開催にあたって

当協会では、横浜市民の防火・防災に寄与するため、毎年、学識経験者を招いて防災講演会・防災セミナーを開催しています。近年、地球温暖化にともなう気候変動は、私たちの生活に大きな影響をもたらし、洪水災害、土砂災害、高潮災害の頻発化・激甚化が懸念されていることから、横浜地方気象台防災管理官 山城 幸浩氏に講師をお願いし、気候変動の状況とそれに伴う災害への対応をどう考えるかを講演していただきました。



会長挨拶



会場の様子



講演の様子



質疑応答

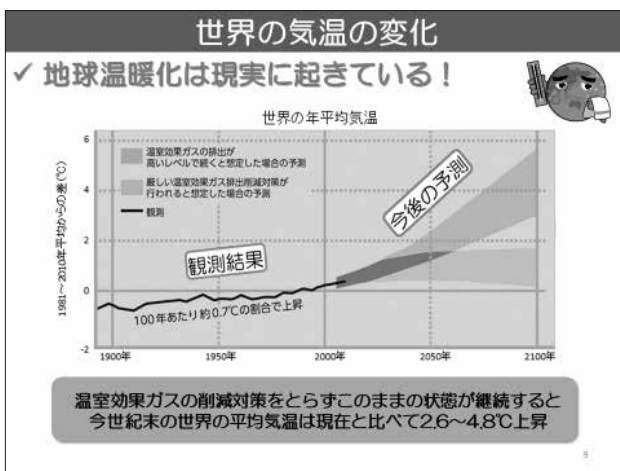
4 講演内容

(1) はじめに

異常気象とは、人が一生の間にまれにし
か経験しない気象現象です。地球温暖化に
よって異常気象が発生したかどうかは、短
期的には分かりません。しかし、地球温暖
化によって異常気象が起きやすくなってい
ることは確かです。日本でも気温上昇や大
雨の発生する確率がますます増えていくと
考えられます。

(2) 世界の気温の変化

1900年代から気温が上昇してきており、
温室効果ガスの削減対策をとった場合は今
世紀末の世界の平均気温の上昇は2℃未満
ですが、削減対策を取らないと2.6～4.8℃
も上昇することが予想されています【図1】。

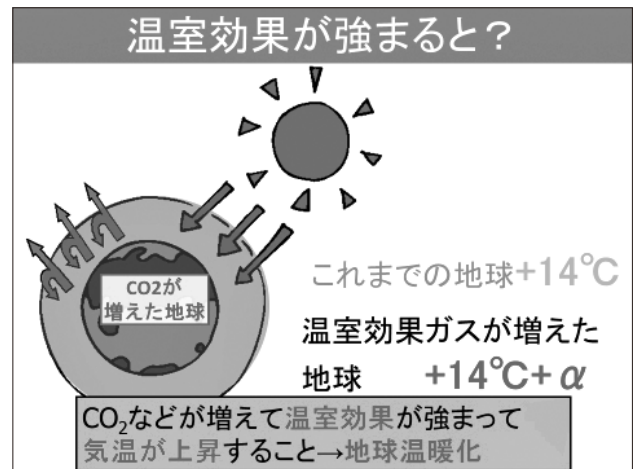


【図1】

(3) 温室効果

温室効果が温暖化をもたらしていますが、
その仕組みを正しく理解することが必要です。
もしも温室効果がなければ、地球の温度は一
19℃と低温になってしまい人類は生きていけま
せん。温室効果によって地球は人類にとって快
適な温度に保たれています。温室効果ガスが
増えることにより気温が上昇しています【図2】。
現在の気温より2℃以上上昇すると、不可逆的
(後戻りのできない)な現象が起きると言われ

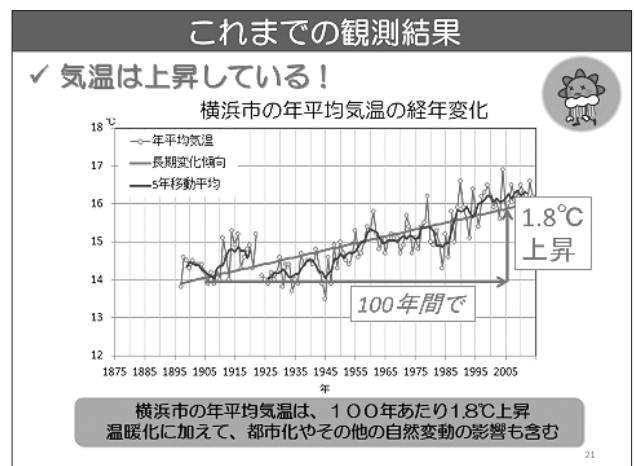
ています。主な温室効果ガスである二酸化炭
素は産業革命以降、40%も増加し、それに伴っ
て気温が上昇していることから、温暖化の原因
となっていることは確実です。



【図2】

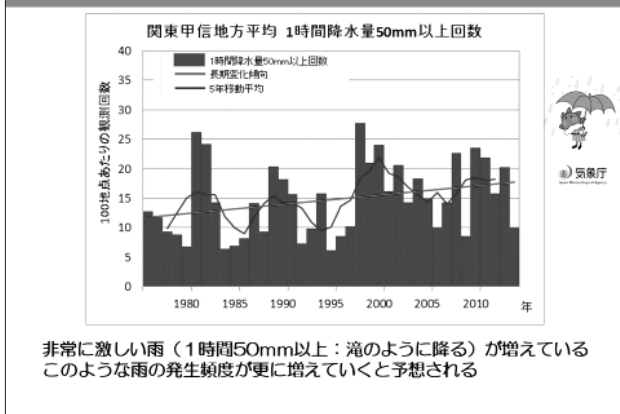
(4) これまでの観測結果

日本の年平均気温の上昇は100年あたり
1.1℃程度ですが、**横浜市内の年平均気温**は、
温暖化に加えて、都市化やその他の自然変動
の影響を受けているためか、100年あたり1.8℃
上昇しました【図3】。また、50年あたりの**真
夏日**は11日増、**熱帯夜**は15日増、**冬日**は35
日減となっています。一方、**雨の降り方**を見ら
ると年間降水量は変わっていないのですが、非
常に激しい雨が増えており、今後このような豪
雨の発生頻度が更に増えていくと予想されま
す【図4】。また、**豪雨**の発生確率が増えること
により**洪水**の増加も懸念されています。



【図3】

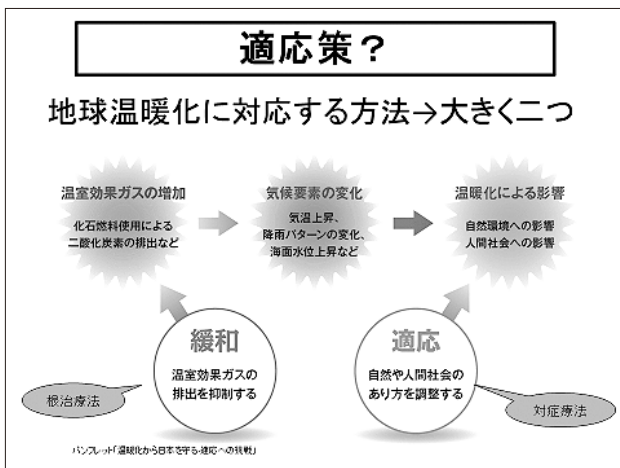
非常に激しい雨の回数の変化は？



【図4】

(5) 適応策

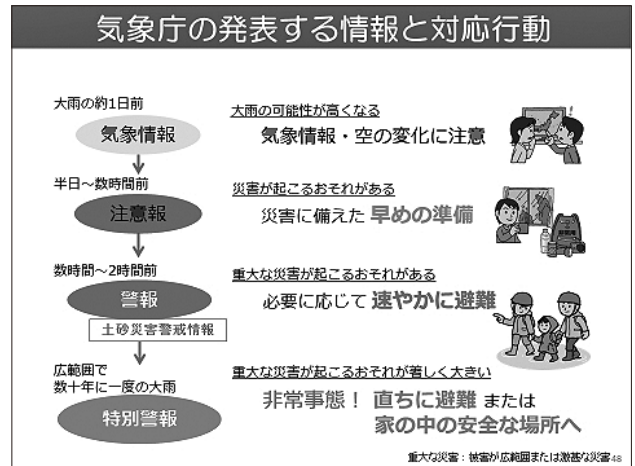
地球温暖化に対応するには、原因を取除いたり抑制するなどの**緩和策**と、すでに起こっている温暖化による影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する**適応策**が必要です【図5】。日本の二酸化炭素排出量は、世界全体の3.6%で5番目となっています。排出量は産業部門では徐々に減少して来ていますが、家庭やオフィスからの排出量は長期的に見ると増加しています。まず、我々個人で出来ることは家庭やオフィスからの排出量を削減することになります。



【図5】

(6) おわりに

気象庁は温暖化を原因として起こる異常気象が頻発している状況の中、様々な情報を発表しています【図6】。それを活用して、早めの防災対策や避難などをしていただきたいと思います。



【図6】

大雨が予想される**約1日前**には「**気象情報**」を発表します。大雨の可能性が高いことをマスコミが報道しますので、天気の変化に注意し、ハザードマップなどで周辺の危険な箇所の再確認してください。次に半日から**数時間前**には「**注意報**」を発表します。災害に備えて身の回り品のチェックなどをしてください。

数時間から2時間前には「**警報**」を発表します。**土砂災害の発生が予想される場合には「土砂災害警戒情報」**を発表します。重大な災害が起こるおそれがありますので、自治体の発令する**避難勧告**等に従って速やかに行動してください。

更に、広範囲に**数十年に一度の大雨**となると「**特別警報**」を発表します。重大な災害が起こるおそれが著しく大きくなっていますので直ちに避難してください。すでに外が浸水していたり、夜間で避難が難しい場合は家の中の安全な場所へ移動して、危険を回避してください。

災害時は従業員をすぐに帰らせない！

～従業員の安全を守るためのポイントをお伝えします～

総務局危機管理課

はじめに

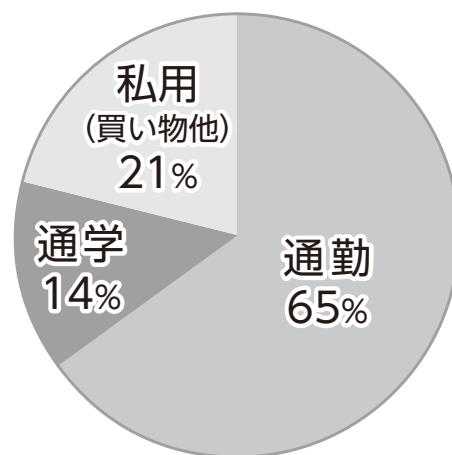
平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、ご自身や、周りに自宅に帰宅できなかった方がいらっしゃるのではないのでしょうか。

当時、横浜駅周辺において約 3 万人、首都圏において約 515 万人に及ぶ帰宅困難者が発生しました。

地震発生が平日の昼間ということもあり、事業所の責任者等から、従業員に帰宅するように指示があったことが、多くの帰宅困難者や滞留者を発生させた一因とも言われています。

なお、人が自宅に向けて一斉に帰宅を始めた場合、集団転倒の発生や落下物により危険にさらされるだけでなく、**大規模な交通渋滞を発生させることにより、消防隊や救急隊の活動を妨げ、結果、多くの人命を奪う原因になる恐れ**があります。

これらのことを踏まえ、事業者の皆様には、災害発生時「**むやみに移動を開始しない**」という事を前提とした一斉帰宅抑制に対する理解を深め、各事業所の消防計画（防災管理）や、BCP（事業継続計画）などへの反映についても検討していただきたいと思えます。



横浜市地震被害想定における帰宅困難者の構成比率



東日本大震災発生時の横浜駅西口バスターミナルの様子

事業者が努める一斉帰宅抑制の取り組みについて

横浜市では、条例で従業員の一斉帰宅抑制を事業者の責務としています。

横浜市震災対策条例【抜粋】

(帰宅困難者対策)

第21条 3 事業者は、震災が発生した場合において、公共交通機関が運行を停止し、当分の間、その復旧の見通しが立たないときは、従業員等が当該事業者の施設内に待機することができるよう、当該施設の耐震化等従業員等が安全に待機することができる環境を整備し、**従業員等が一斉に帰宅することの抑制に努める**とともに、**市が行う帰宅困難者対策に協力する**よう努めるものとする。

個人や事業所、そして行政機関が取り組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を、「横浜市防災計画【震災対策編】」に位置づけています。

こちらでは、基本方針に基づき、事業者の皆さんに取り組んで頂くべきポイントを次のようにまとめました。

従業員等の留め置き

従業員等の安全を確保するため一定期間事業所内に留めおきましょう。

大規模な集客施設等は利用者の安全を確保施設内での待機の案内や安全な場所への案内又は誘導を行うことが重要です。

従業員が安全に待機できる環境の整備

- ・家具の転倒、落下、移動防止
- ・ガラスの飛散防止

横浜市災害時における自助及び共助の推進に関する条例【抜粋】

(従業員の一斉帰宅抑制等)

第13条 事業者は、災害時において、公共交通機関が運行を停止し、復旧の見通しがないときは、従業員等の安全を確保するため、従業員等に対する**事業所内での待機の指示その他の必要な措置を講じ**、従業員等が一斉に帰宅することを抑制するよう努めなければならない。

2 事業者は、前項の規定による従業員等の待機を維持する上で必要となる事業所内の環境を整備するとともに、**少なくとも3日分の従業員等のための食料、飲料水等の生活物資を備蓄**しておくように努めなければならない。

従業員や家族との連絡手段を確保

事業所と従業員間、従業員とその家族間の安否確認方法をあらかじめ決めておきましょう。

備蓄の整備

待機するための3日分の備蓄に努めましょう。

【1人あたりの備蓄の目安】

- (1) 水1日3リットル、計9リットル
- (2) 主食1日3食、計9食
- (3) 毛布1枚
- (4) その他



BCP（事業継続計画）の作成

BCP等において、首都直下地震発生時における従業員の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しましょう。

訓練の実施

首都直下地震を想定した訓練を定期的に行いましょう。

「一斉帰宅抑制の基本方針」の賛同事業者を募集しています。

横浜市では、ポイントでお伝えした「一斉帰宅抑制の基本方針」の趣旨に賛同し、取組を推進する事業者を募集しています。

賛同していただいた事業者には

- ・ 賛同証の交付（額付き）
- ・ 市ホームページへの事業者名の掲載を行います。

ご賛同いただける事業者は、賛同文に必要な事項を記載のうえ、ご提出ください。

賛同文はホームページからダウンロードしていただけます。

横浜市一斉帰宅抑制

今回ご紹介した一斉帰宅抑制の取り組みや、帰宅困難者になってしまった時に利用できる一時滞在施設等、こちらでは詳しくお伝えできなかったことをご紹介しているパンフレットを発行しています。

ホームページからもダウンロードが可能です。

ご相談、ご説明を希望される場合は個別訪問も行っておりますのでお気軽にお問い合わせください。

横浜市総務局危機管理課事業推進担当

Tel 045-671-4358



賛同証イメージ



一斉帰宅抑制パンフレット

最後に、

東日本大震災発生時と同様に、大地震発生時には、横浜駅をはじめとする市内の主要駅や都市部には人が溢れ、意としない人の滞留や、これに伴う混乱が予想されます。

こうした状況への対応については、行政の力にはどうしても限界があるため、事業者の皆様

「自助」「共助」の取組として、減災に向けてご協力いただくことが必要不可欠です。

これを踏まえ、今回ご紹介した『一斉帰宅抑制の基本方針』についても理解を深めていただき、事業者の皆様又は事業主の責務として、従業員の方々が施設内に留まれる体制の整備に努めていただければと思います。

自衛消防業務新規・再講習のご案内



何ができるの？

消防法により、多数の人が出入りする大規模な防火対象物の管理権原者には、自衛消防組織の設置が義務付けられ、火災や地震等の際、初期消火・在館者の避難誘導など災害による被害の軽減を図ることとされています。この自衛消防組織には、統括管理者をおかなければならないこととされ、統括管理者及び防災センターの要員の資格は、自衛消防業務講習の課程を修了すること等により取得できます。

なお、自衛消防業務講習は、自衛消防組織の本部隊の各班長に対する教育としても行われています。

誰が受けられるの？

受講対象者は、横浜市内の大規模な建物で、次のいずれかの業務に従事する予定又は従事している方です。

- 1 自衛消防組織の統括管理者
- 2 自衛消防組織の本部隊の業務ごとの班長
- 3 防災センター要員

自衛消防講習を含め、次の講習の実施予定などについては、公益社団法人横浜市防火防災協会のホームページをご覧ください。

<http://www.ydp.or.jp/>

- 防火管理者・防災管理者講習 ● 救命講習（普通救命Ⅰ・Ⅲ、上級救命、応急手当普及員）
- 自衛消防業務講習 ● 防火対象物点検資格者講習 ● 防災管理点検資格者講習
- 危険物取扱者受験準備講習 ● 患者等搬送乗務員講習

当協会紹介パンフレットを作りました

より多くの方々に当協会の事業や活動をご理解いただくことを目的としてパンフレットを作成いたしました。



パンフレットの概要

- ◆ 表紙には、当協会の設立理念を表記しました。
- ◆ 各ページには、協会で行っている事業を写真と共に掲載しました。
- ◆ 最終ページには、協会の概要と入会のご案内を掲載しました。
- ◆ 裏表紙には、協会へのアクセス等を掲載しました。
- ◆ 講習の受講等に要する費用の一覧を、別紙にて用意しました。



「フォト収集」 #1

「初夏の山頂」初めての谷川岳、満開のハクサンイチゲに感激しました

撮影地：群馬県みなかみ町（谷川岳）
カメラ：NIKON D5100

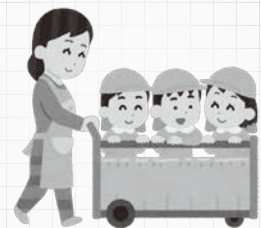
レンズ：AF-SDX NIKKOR 18-55mm
撮影データ：f/14、1/125、ISO100

住所：川崎市
イニシャル：MM

妄言多謝 第1回

近くの帷子川の脇で保育園の団に会った。今の子はしころ付きの帽子をかぶってゴムひもがあごに掛けてある。すねたこどもを保育士がなにやら説得している。えらいものだ。四の五の言わずにこっちへ来いといたいところだが、そんなおやじは保育士になれない。突然こどもの声で「こんにちは」と聞こえたから声のする方に「こんにちは、いい子だねえ」とすると「うん」と返事。この子とは初対面である。団を御している保育士さんのひとりがかっこを向いて会釈する。彼女は私のこどもより若いだろう。年少のこどもたちは車輪付きの箱に六人くらい入

れられてコロコロ、外向きに縁をつかみ、こっくりしている子もいる。立ち止まって見ていたかったが、不審者に思われても面倒なので、歩を止めずに川沿いの散歩を続けた。そう、近頃はよそのおじさんに声をかけられるとまじろ。故意にしろ過失にしろ、反社会的な年寄りが目立つのだ。しかも本来守るべき役割とは反対の裏切り者の事件を聞く。「今どきの若い者は」と口にする年寄りがいたが、将棋や卓球や水泳などで活躍する若者世代に「今どきの年寄り」といわれても仕方がないか。保育園児に挨拶されるじじいでいたいものだ。（し）



横浜油材株式会社

〒245-0018 横浜市泉区上飯田町1465番地2
代表取締役 伊藤 洋和

TEL: 045-803-3508(代) FAX: 045-803-3594

業務内容は下記のとおりです

- 石油部: A重油・灯油・重機燃料・オイル他 (ご注文即日配達主義)
上飯田油槽所: 地下タンク300kℓ・タンクローリー12台
- 洗剤部: クリーニング用洗剤および資材全般・工業薬品全般
ボイラーの販売および設置工事 *キャラバン車 4台
- 工事部: 危険物工事設計施工および解体工事一式・消防申請業務一切
(オイルタンク・地下タンク・貯蔵庫他)
(小規模危険物工事(新設・改造・解体)は自信あります
是非当社にご相談下さい。安く出来ます)
- 中古油機部: 中古タンクローリー売買(ご一報・即刻参上)
中古油機(計量機)売買・古物商免許(泉第5-22)

◆地下埋設タンク・配管の 気密漏洩検査

(財団法人 全国危険物安全協会 第14012号)

◆産業廃棄物の処理・再生 各種タンク・ピットの清掃工事

(弊社でリサイクル可能な廃油は買取り致します)

《ISO14001認証取得》

◆三美興産株式会社

〒223-0059 横浜市港北区北新横浜1-9-2

TEL 045-549-3551
FAX 045-548-2102

住宅用火災警報器 取付・販売

消防設備の
設計・施工・メンテ



ご相談下さい!

平山防災設備株式会社

〒241-0021 横浜市旭区鶴ヶ峰本町1-35-36

☎ (045)953-2727 fax (045)953-2756

創業 50 年

消火器・消防ポンプ他
各種防災機器の販売
火災報知機他・各種防
災設備の設計施工・点検

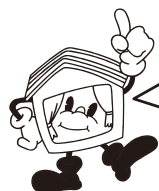
株式会社 ^{かんばら} 蒲原商会

横浜市港北区樽町3-1-13

TEL (045)542-7266(代)

FAX (045)542-7252

よこはま 市民共済 火災共済



手頃な掛金で
安心をお届けします!

横浜市民共済生活協同組合

☎ 0120-073-203

横浜市民共済

検索

消防用設備一式 設計・施工・販売・修理・点検

消火器	漏電警報器
自動火災報知設備	屋内消火栓設備
避難器具	スプリンクラー設備
非常警報設備	誘導灯

株式会社



東横防災商事

〒226-0016

横浜市緑区霧が丘4丁目2-3-206

☎ (045)921-1244

FAX (045)923-0677

横浜市防火防災協会会員の皆様へ

創業54年の信頼と実績! スピード見積り!

消防設備の事なら

点検 工事

当社にお任せください!!

修理・修繕

お電話一本で楽々! "処分のみ"でもOKです!

面倒な梱包作業は
必要ありません!

不要消火器

一括回収

10本
以上

梱包不要



0120-963-890 横浜消火器株式会社

〒235-0002 横浜市磯子区馬場町 1-48 E-mail:shop@hinoyojin.com

<http://www.hinoyojin.com/>

検索

★ネット注文で特典付き★



設置後の悩み解消!

消耗品を交換時期に送付し、管理をサポート
8年分の消耗品費用が含まれているので、
追加費用が発生しません

消耗品

0円

耐用期間

8年

長期保証

8年



PHYSIO CONTROL LIFEPAK CRPlus
自動体外式除細動器 (AED)



AED (自動体外式除細動器) 8年保証安心パック

株式会社 ヤガミ

東京支店
〒114-0024 東京都北区西ヶ原一丁目9番1号
TEL(03)3915-2221 FAX(03)3917-2221
本社(名古屋)・大阪支店・福岡営業所

株式会社 グランコーヨー

〒240-0036 横浜市保土ヶ谷区新桜ヶ丘二丁目24番25号
TEL(045)351-5411(代) FAX(045)351-9291
<http://www.grankoyo.co.jp/>

消防界の今日を創り、
明日を拓く

目でみてわかる
消防ポンプ操法

消防ポンプ操法研究会 編集

◆A4判 ◆184頁 ◆定価(本体1,900円+税)

消防ポンプ操法の基本が学べる参考書の決定版!

第1編はポンプ車操法、第2編では小型ポンプ操法について詳解。動作中の各隊員を連写し、約1,100枚の写真を掲載しています。



消防団サポートブック

消防団員実務研究会 編集

◆ポケット判(外寸:130mm×80mm) / ダブルリング製本

◆オールカラー / 40頁 ◆定価(本体800円+税)

消防団をサポートする画期的なグッズが登場!

いつでもどこでも見られて安心。

ポケットサイズながら、火災活動のモデル、応急手当や安全管理など、消防団の活動内容を網羅しています。

しょうた
消太くん・みずきちゃんとまなぶ
ひのようじん

幼年者防火研究会 監修

◆A5判 ◆オールカラー / 16頁 ◆定価(本体100円+税)

火遊びの怖さを教える教育絵本!

5歳以下の幼児を対象に、火の大切さや危険性をクイズ形式で教える小冊子。

幼稚園・保育園での指導用や消防署の広報用として最適です。



東京法令出版株式会社

お申込みは
こちらから

インターネットでお申込み

http://www.tokyo-horei.co.jp/

(最新情報等もホームページをご覧ください。)

お電話でお申込み

0120-338-272

(※携帯電話からもお申込みできます。)

FAXでお申込み

0120-338-923

公益社団法人 横浜市防火防災協会

〒232-0064 横浜南区別所一丁目15番1号 BML横浜ビル2階

□ 総務課 TEL 045(714)0920 □ 講習課 TEL 045(714)9909
□ 防災コンサルティング課 TEL 045(714)0929 □ 救命講習受付 TEL 045(714)9911

FAX 045(714)0921

URL <http://www.ydp.or.jp/>